

No.153 (不定期配信)

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社、本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

寝ても覚めても PCR

「PCR 検査の結果を見せてください」——。中国の生活シーンでよく聞かれるようになった言葉だ。スマホを取り出し、アプリで陰性結果を提示する。上海では6月から地下鉄やバスの乗車時に72時間以内のPCR検査陰性証明が必要になる。商業施設やオフィスビルの訪問も同様。新型コロナの感染状況によっては、どの都市でも行われる可能性がある中国ならではの措置だ。どこへ行くにも陰性証明。まさに21世紀の通行手形である。

★ ★ ★ ★ ★

何も今始まったことではない。この2年半の間、陰性証明に振り回される場面が何回もあった。南京への日帰り出張を予定していた2020年11月。そろそろ上海駅に向かおうとしていた当日朝方、訪問先の国有企業から「PCR陰性証明が必要になりました」との連絡を受けた。理由は「上海で数人のコロナ感染者が出たから」。なかなか厳しい対応だ。当時は検査施設も少なく、時間的に間に合わない。やむなくリモート面談に切り替えた。

21年12月に湖南省長沙を訪れた時のこと。長沙空港に着陸した飛行機のドアの前には防護服姿のスタッフが待ち構えていた。搭乗客全員の陰性証明をもらなくチェック。ホテルのフロントでも提示を求められた。ちょうどその時も上海で感染者が報告されていた。上海から来たというだけで警戒感MAXだ。

外国人というだけでなぜか特別扱いされることもある。浙江省温州の鉄道駅では「上海から来た外国人」という理由で私だけPCR検査を受ける羽目になった。陝西省や甘肅省、内モンゴル自治区など内陸部のホテルでは「外国人の宿泊時は陰性証明が必要」と言われ、事前検査を余儀なくされた。

20年に訪れた山西省の街では、駅の改札を出たところで地元公安や野次馬など約20人に突然囲まれ

た。その場でPCR陰性証明の提示を求められ、訪問先や訪問時間までみっちり尋問を受けた。後にコロナ陽性が判明した場合、行動履歴を追跡しなければならないからだろう。中国人はお咎めなしで素通りだったが、外国人の私はなかなか街に入れない。この“関所越え”はややキツかった。甘肅省蘭州では、飛行機到着後になぜか私だけが“お呼び出し”を受けた。他の客から冷たい視線を浴びる中、私1人が先に飛行機を降り、バスで格納庫に強制移送。臨時の検問スペースで直近2週間の行動を細かく聞かれた。何も悪いことをしていないのに、精神的にやや参った。

他にも、PCR陰性証明の不携帯により「江蘇省でホテル宿泊を断られ、なんとか隣町に移動して泊まった」「海南島でホテルに泊まれず、そのまま上海にとんぼ返りした」という例も聞く。各地で対応が異なるため事前調査が必須だが、政策はコロコロ変わるし、調べるだけで気が重くなり旅行ムードは吹き飛んでしまう。遠出はやめて「PCR検査が不要の近郊へのお出かけ」が増えているのもうなづける。出張を極力少なくする企業もある。

検査の有無とは関係ないが、21年1月には北京での訪問アポが30分前にドタキャンになったこともある。「上海で感染者が出ていますよね。私は大丈夫なのですが、同僚が怖がっておりまして……」と申し訳なさそうに謝られた。まあ、平たく言えば「上海から来た者はお断り」ということ。今般の都市封鎖を経て、しばらくは他都市から上海市民を見る目が厳しくなりそうだ。

★ ★ ★ ★ ★

いずれにせよ、PCR検査にはもう慣れてしまった。上海でも訪問先でも、検査場所を調べるのが習慣になっている。旅行のためにPCR検査を受けるのか、PCR検査を受けるために旅行に行くのか。自分でもよく分からなくなりますが……。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2022年5月31日
審査部審査済